

2014年2月27日

## 登録申請に関する注意

一般社団法人 日本塗料工業会  
ホルムアルデヒド自主管理審査委員会

日頃より、当工業会のホルムアルデヒド自主管理活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、当工業会ホルムアルデヒド自主管理審査委員会では、審査委員会における審査方法について協議し、登録申請して不合格になった商品（軽微な修正で済まない場合）の再申請（審査）は、原則1回までとすることと致しました。

つきましては再申請（審査）でも不合格となかった際は、新たに新規登録申請（新たに審査登録料が必要となる）が必要となりますのでご注意ください。

お手数をおかけしますが、ご理解頂き、今後とも登録商品の品質管理等を含めご協力を頂きますようお願い致します。

以 上